

北海道感染症対策有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 道における新たな感染症危機への備え等に関し、幅広い見地から必要な意見を聴取するため、北海道感染症対策有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 会議においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の五類感染症への移行に関すること
- (2) 新たな感染症危機への備えに関すること
- (3) その他、感染症の対応に関し必要な事項

(構成員)

第3条 会議は、医療、経済、産業、労働、教育、行政等に関し専門的な知見を有する者として、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、担当副知事が招集する。

- 2 会議に座長を置く。
- 3 座長は、構成員の中から担当副知事が指名し、会議で決定する。
- 4 座長は、会議における議事の進行を行う。
- 5 座長が事故等により不在の場合は、担当副知事があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 6 担当副知事は、特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、北海道総合政策部政策局及び保健福祉部感染症対策局感染症対策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、担当副知事が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(別表)

北海道感染症対策有識者会議 構成員

(敬称略、50音順)

氏名	役職	分野
石井 吉春	北海道大学公共政策大学院 客員教授	経済
加藤 敏彦	北海道老人福祉施設協議会 副会長	介護
木下 俊吾	北海道教育大学大学院 教育学研究科 高度教職実践専攻 教授	教育
柴田 達夫	北海道町村会 常務理事	行政
柴田 倫宏	北海道農業協同組合中央会 専務理事	産業
高橋 聡	札幌医科大学 感染制御・臨床検査医学講座 教授	医療
田端 綾子	弁護士 (ラベンダー法律事務所)	法律
出井 浩義	北海道市長会 事務局長	行政
水野 治	北海道経済連合会 専務理事	経済
三戸 和昭	(一社) 北海道医師会 常任理事	医療
和田 英浩	日本労働組合総連合会 北海道連合会 事務局長	労働